

令和4年斜里町議会定例会 招集会議 会議録（第1号）

令和4年5月13日（金曜日）

◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 会議日程について
- 日程第 4 議長諸般報告について
- 日程第 5 町政報告について
- 日程第 6 承認第 1号 専決処分「町税条例等の一部を改正する条例」の承認を求め
ることについて
- 日程第 7 承認第 2号 専決処分「令和4年度斜里町一般会計補正予算（第1回）」
の承認を求めることについて
- 日程第 8 議案第 1号 工事請負契約（知床ウトロ学校教職員住宅建設工事（建築主
体工事））の締結について
- 日程第 9 議案第 2号 財産（ごみ運搬車両）の取得について
- 日程第10 議案第 3号 財産（低公害車（学校給食配送車））の取得について
- 日程第11 議案第 4号 財産（汚泥運搬車）の取得について
- 日程第12 議案第 5号 財産（汚泥積込車）の取得について
- 日程第13 議案第 6号 斜里町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一
部を改正する条例について
- 日程第14 議案第 7号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につ
いて
- 日程第15 議案第 8号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第 9号 斜里町一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正
する条例について
- 日程第17 議案第10号 斜里町会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例
の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第11号 令和4年度斜里町一般会計補正予算(第2回)について
- 日程第19 議案第12号 令和4年度斜里町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1
回）について
- 日程第20 議案第13号 令和4年度斜里町公共下水道事業特別会計補正予算（第1
回）について
- 日程第21 議案第14号 令和4年度斜里町介護保険事業特別会計補正予算（第1回）
について

- 日程第22 議案第15号 令和4年度斜里町病院事業会計補正予算（第1回）について
日程第23 議案第16号 令和4年度斜里町水道事業会計補正予算（第1回）について

◎出席議員（13名）

- | | |
|-------------|--------------|
| 1番 今井千春 議員 | 2番 小暮千秋 議員 |
| 3番 久野聖一 議員 | 4番 山内浩彰 議員 |
| 5番 佐々木健佑 議員 | 6番 木村耕一郎 議員 |
| 7番 櫻井あけみ 議員 | 8番 宮内知英 議員 |
| 9番 久保耕一郎 議員 | 10番 若木雅美 議員 |
| 11番 海道徹 議員 | 12番 須田修一郎 議員 |
| 13番 金盛典夫 議員 | |

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

- | | |
|-------|----------------------------|
| 馬場隆 | 町長 |
| 北雅裕 | 副町長 |
| 岡田秀明 | 教育長 |
| 宮山貢 | 代表監査委員 |
| 増田泰 | 総務部長 |
| 高橋佳宏 | 民生部長 |
| 茂木公司 | 産業部長 |
| 芝尾賢司 | 国保病院事務部長 |
| 馬場龍哉 | 教育部長 |
| 伊藤菜穂子 | 会計管理者 |
| 松井卓哉 | 企画総務課長 |
| 鹿野能準 | 財政課長 |
| 結城みどり | 税務課長 |
| 鳥居康人 | 総務部参事 |
| 武山和人 | 住民生活課長 |
| 玉置創司 | 保健福祉課長、新型コロナウイルスワクチン接種推進室長 |
| 森高志 | 水産林務課長 |
| 河井謙 | 商工観光課長 |
| 榎本竜二 | 水道課長 |
| 武山和史 | 国保病院事務次長 |

菊池 勲	生涯学習課長
武智 良	公民館長
村上 和志	選挙管理委員会・公平委員会事務局長、監査委員書記

◎議会事務局職員

平田 和司	事務局長
竹川 彰哲	議事係長
鶴巻 美奈	書記

●金盛議長 おはようございます。会議に入る前に、皆さまにお願いを申し上げます。

このたびの知床観光船の遭難事故におきましては、多くの尊い人命が失われました。犠牲となられました方々に、哀悼の意を表するため、1分間の黙祷をささげ、ご冥福をお祈りすることといたしますので、よろしく願いいたします。

皆さま、ご起立をお願いいたします。

●平田事務局長 それでは黙祷を行います。黙祷開始。

●平田事務局長 黙祷を終わります。皆さまご着席ください。

●金盛議長 一言、述べさせていただきます。

このたびの知床観光船における事故につきましては、近年では記憶にないほど、大きな事故となりました。事故により尊い命を亡くされた14名の方々、また、大切なご家族を失われた方々におかれましても、その悲しみはひとしおのことと存じます。心より哀悼の意を表するところであります。

現在も12名の方々の安否がわからない状況であり、関係機関による懸命な捜索活動も連日続けられているところでありますが、一刻も早く、また、1人でも多くの方が発見されることを切に願うばかりであります。

斜里町議会を代表いたしまして、事故に遭われました皆さま方に対し、心よりお見舞いを申し上げ、慰霊の言葉とさせていただきます。

◇ 開 会 ◇

●金盛議長 あらためまして、令和4年斜里町議会定例会が招集されたところ、応招いただき、ありがとうございます。

午前10時00分

◇ 町民憲章朗唱 ◇

●金盛議長 開議に先だち、町民憲章の朗唱を行います。

●平田事務局長 一つ、元気で働き、みんなで豊かなまちをつくりましょう。

一つ、きまりを守り、みんなで明るいまちをつくりましょう。

一つ、親切をつくし、みんなで平和なまちをつくりましょう。

一つ、自然を愛し、みんなで美しいまちをつくりましょう。

一つ、文化を高め、みんなで楽しいまちをつくりましょう。

●金盛議長 令和4年斜里町議会招集会議を開会するにあたり、皆さまにお願いを申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は、発生から2年が経過しているところでありますが、依然として感染の終息が見通せない状況が続いております。斜里町においては、多くの町民が

3回目のワクチン接種も完了しているところですが、町内での陽性者の発生は増減を繰り返している状況にあります。

このようなことを踏まえ、斜里町議会といたしましては、これまで同様に感染防止に十分配慮しながら、議会運営を進めていくことといたします。議員各位並びに説明員の皆さまにおかれましては、検温とマスク着用及び手指消毒の徹底、また質疑応答の際には特に、簡潔明瞭な発言に一層のご協力をくださいますようお願いいたします。

なお、本日の会議におきましては、報道各社から議場内での撮影許可の申し出がなされておりますので、感染対策を講じたうえ、人数等を制限して許可しております。

◇ 開議宣告 ◇

- 金盛議長 ただ今から、令和4年斜里町議会定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。

◇ 会議録署名議員の指名 ◇

- 金盛議長 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、小暮議員、久野議員を指名いたします。

◇ 会期の決定 ◇

- 金盛議長 日程第2、会期の決定について、を議題といたします。

おはかりいたします。令和4年斜里町議会定例会の会期は、斜里町議会定例会条例第3条の規定により、本日、令和4年5月13日から令和5年4月30日までの353日間にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

- 金盛議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日、令和4年5月13日から令和5年4月30日までの353日間と決定いたしました。

暫時休憩といたします。再開を10時30分といたします。

- 平田事務局長 休憩中に議会運営委員会を開催いたしますので、委員の方々は委員会室にご参集をお願いいたします。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時30分

◇ 会議日程 ◇

- 金盛議長 休憩を解き、会議を開きます。

日程第3、会議日程について、を議題といたします。議会運営委員会から報告を求めます。議会運営委員会佐々木委員長。

●佐々木議会運営委員会委員長 今、招集会議の運営について、4月25日及び本日、議会運営委員会を開催し、協議した結果、専決処分追加含め2件と一般議案5件、条例関係議案が5件、補正予算6件が予定されています。

このことから、これらを勘案した結果、今、招集会議については、本日、5月13日の1日間としましたので、ご報告いたします。

●金盛議長 ただ今、議会運営委員会佐々木委員長から報告のとおり、今、招集会議の日程については、本日5月13日の1日間といたします。

◇ 議長諸般報告 ◇

●金盛議長 日程第4、議長諸般報告をいたします。令和3年3月定例会議以降の主な事項については、お手元に配付している議長諸般報告書のとおりであります。

なお、報告書については、別途保管し、写しを斜里町議会ホームページおよびサイドブッククラウド本棚に掲載しますので、ご活用ください。

以上で諸般の報告を終わります。

◇ 町政報告 ◇

●金盛議長 日程第5、町政報告は町長から、馬場町長。

●馬場町長 おはようございます。令和4年斜里町議会定例会が、本日の招集会議とともに通年議会のスタートとなります。改めて、これからの1年間、どうぞよろしくお願い申し上げます。

町政報告は、はじめに、知床遊覧船事故への対応についてご報告いたします。

4月23日、知床半島沖で遊覧船による海難事故が発生し、14名の方がお亡くなりになり、未だ12名の方が行方不明となっております。お亡くなりになられた皆さまのご冥福と、見つかっていない方々が1日でも早く発見されることをお祈りいたしますとともに、ご家族の皆さまに対して、心からお見舞いを申し上げます。

ご家族から伺ったお話によれば、乗船されていた皆さんは、知床が大好きで何度も来られている方、お子さんとご家族の楽しみの地やプロポーズの地として知床を選んでくださった方、学生時代に実習で来られていた方など楽しい旅先としてこの知床を訪れていた方ばかりであり、このような事態に至ったことは、私にとっても断腸の思いであります。

この事故の発生後は全国の多くの皆さまから、心配する声、救出への祈り、励ましなどが、私や町に対して寄せられました。心から感謝を申し上げます。

また、議員の皆さまにはいつものように逐次報告することができませんでしたが、静かに見守っていただいたことで、対応に専念することができました。この場を借りて、ご配

慮に感謝を申し上げますとともに、この機会に町としての初動の取り組み、関係する機関と連携調整をしながら、創造力を意識して取り組んできたことを、少し詳しく報告させていただきます。

この事故の概要は、別紙の資料1に記載のとおりですが、23日午後に一報を受けてすぐ担当課長がウトロに向かい情報収集にあたり、私も搜索ヘリの到着を見込みながら緊急ヘリポートである知床ウトロ学校に駆けつけ、17時12分、対策本部を立ち上げました。

発見の情報が入らぬまま日没を迎えたことから、18時30分に本部をウトロの漁村センターに移すとともに、もうすでに心配して集まっていたいたウトロ漁協、斜里第一漁協の漁業関係者、この方々は斜里救難所の関係者とも言えるわけですが、この関係者に対して明朝からの搜索協力をお願いしたことを皮切りに、最優先である救助に向けた対応について、海上保安署、北海道警察、消防、町とで協議を開始しました。

船での着岸岸壁やヘリの緊急ヘリポートの設定、搬送先の設定と手順、医師の体制確保などを確認しながら、国の対策本部の中心となった国土交通省、海上保安庁、北海道運輸局、北海道開発局・網走開発建設部や北海道との合同による現地対策本部設置に関する連携・調整を進め、さらにその後は防衛省・自衛隊、消防庁、水産庁も加わったところです。

その間、公共施設利用の割り振り、トリアージ・応急処置の場所設定と設営を行い、同時に北海道に対してDMAT災害派遣医療チームの派遣要請を行ったところです。また、残念な結果となった場合の安置所の設定・準備にもかかりました。

搜索は、海上保安庁の巡視船と固定翼飛行機で夜通し行っていましたが、24日未明からは、ヘリも搜索を再開。一方、消防の救急救命士を同乗させた斜里救難所の漁船が出航準備をしていた頃、ヘリから最初の2名発見の報告がありました。ウトロ学校のグラウンド経由で国保病院に搬送しましたが、残念ながら死亡が確認されたところです。その後、B&G海洋センターに安置され、その対応にもあたったところです。

以降の搜索状況は、報道されているとおりであり、海上保安庁、自衛隊、北海道警察、北海道の船舶・ヘリ・飛行機、地元の漁船や観光船による懸命な搜索が続けられ、町の職員も知床財団職員とともに岬先端を徒歩で搜索にあたりましたが、28日に3人の方が発見されて以降、有力な手がかりは見つかっておりません。

一方、対策本部内で関係機関をつなぐ側面支援とともに町が取り組んだことは、ご家族への対応でした。事故を知り、断続的に現地に入られるだろうご家族は、戸惑い、心配、怒りなどの気持ちが交錯している中、見知らぬ土地で発見を待つ皆さんの不安は十分に想像がつかます。そのご家族に寄り添い、移動や希望に応え、ご支援することこそ町としてできること、そんな思いを職員全体で共有し、警察・海保の支援員の皆さんと連携しながら取り組んできました。宿泊先からの移動のお手伝い、困りごとの聞き取り、ご遺体の安置所では、悲しい対面の立会いとケア、ご遺体引き渡しのお手伝い・お見送り、献花台の管理、火葬場では最後のお別れの立会い・お見送りなど悲しみを共有しながら行ってきま

した。

また、私自身も家族に対する説明会に同席する中で、ご家族の憤りの受け止めや遊覧船事業者による説明会・記者会見の開催、発見された方への早期対面、マスコミの皆さんの過剰取材を抑えてほしいといった希望・切なる願いを本部長ともども受け止め、一つひとつ希望に応える努力をしてきました。

現在も懸命な捜索活動が続けられていますが、いまだに行方がわからない12名の方々が、一刻も早く発見され、一日でも早くご家族のもとへお帰りになられるよう心から願っております。

町民の皆さまには、早期発見の祈りとともにこの事故に遭われた方々への哀悼の意を表した献花をいただきましたが、今も各地から献花の訪問が絶えず、大切に扱わせていただいています。ご家族からも、町民の皆さまに対する感謝の言葉をいただいております。ここにご報告するとともに、私からも施設等の利用ができなくなったことに対するご理解をいただいていることも合わせて、心から感謝を申し上げます。

なお、この事故による当面の対応経費について、今招集会議にて、補正予算の専決処分承認をお願いしておりますので、議員各位のご理解を賜りますようお願い申し上げます、知床遊覧船事故への対応についてのご報告といたします。

次に、定住自立圏の形成に関する協定の締結について、ご報告いたします。

定住自立圏構想に関する取り組みについては、これまで網走市と協定を締結すべく準備を進めてきたところであります。そして3月29日、同じく取り組みを進めてきた小清水町、清里町、大空町とあわせて、1市4町合同で協定式を行いました。また、この1市4町の定住自立圏における圏域名は「東オホーツク定住自立圏」と命名され、自治体連携の取り組みを進めていくこととなります。今後の予定では、今月中に共生ビジョン懇談会が設立され、行政だけでなく町民における各職域の代表の方々と一緒に、協定書に明記された内容を骨子に、具体的な項目を検討していくところです。

連携課題には、医療や教育、福祉など、各自治体において様々な要素がありますが、解決に向けて思いを共有しながら、取り組んでいく考えであることを申し上げ、定住自立圏の形成に関する協定の締結についてのご報告といたします。

次に、町内で死亡した野鳥における高病原性鳥インフルエンザの確認についてご報告をします。

2月14日の確認に続き、4月8日に町内で回収された死亡鳥獣ハシブトガラス1羽について、簡易検査で陽性反応が確認されたため4月18日に遺伝子検査が行われた結果、高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認されたところであります。

このことから、直ちにほっとメールなどにより、情報発信に努めたところです。また、その後の対応としては、北海道が、野鳥監視重点区域として回収地点から半径10キロメートルの区域内の緊急調査を4月21日に行い、新たな死亡鳥類の発見はされなかったと

ころであります。その後も定期的な調査活動を継続し、5月7日に野鳥監視重点区域は解除されました。

あらためまして、北海道内の養鶏場や家きん農場、近隣市町でも同様の事例が頻繁に確認されている状況であることから、引き続き、環境省や北海道との連携、情報共有を図り、野鳥の監視を継続していくことを申し上げ、町内で死亡した野鳥における高病原性鳥インフルエンザの確認についてのご報告といたします。

次に、新型コロナウイルスワクチンの3回目接種状況についてご報告いたします。

新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの3回目接種につきましては、2回目接種から6ヵ月を経過した方が対象となることから、昨年12月に医療従事者を皮切りに、1月22日の施設従事者、1月29日の施設巡回、1月31日にスタートした65歳以上の高齢者の集団接種、2月21日からは18歳以上を対象とした一般接種が行われ、3月7日に集団接種を終えたところです。

4月18日からは、町内の2つの医療機関において、5歳から11歳までの小児接種を開始し、4月21日は小学校高学年に向けた集団接種を実施しております。4月23日現在の接種率は、接種対象者10,567人のうち、8,069人、76.36%の方が、3回目接種を終えており、接種による副反応はあったものの、アナフィラキシーの事例はなかったことに安堵したところです。

この間、広く町民の皆さんにワクチン接種の効果をご理解いただき接種が進んだものと考えており、ワクチン接種に携わっていただいた菊一院長をはじめ、国保病院の医師、町内の潜在看護師等の多大なる努力に深く感謝するところであります。

国では4回目接種が検討中であり、接種対象やワクチン供給など不確定要素もあるところですが、今議会において、係る4回目接種が柔軟に対応できるよう体制整備に向けた補正予算を計上しております。

いまだに新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中ではありますが、今後も国や北海道の施策の展開を勘案しながら、万全の対策を講じていく考えであることを申し上げ、新型コロナウイルスワクチンの3回目接種状況についてのご報告といたします。

次に、令和3年度福祉灯油事業の実施状況についてご報告いたします。

福祉灯油事業につきましては、1月14日から申請受付を開始し、3月15日をもって申請受付が終了しましたので、ご報告いたします。

この事業では、1月11日に給付対象と考えられる生活保護を含む810世帯に申請書を同封した勧奨通知を発送、2月17日に新聞への折り込みチラシ、民生委員への制度周知、また広報斜里3月号において申請を促す記事を掲載し周知に努めました。最終の支給決定状況は、743件の申請があり、非該当となった12件を除く732件、732万円を支給決定し、指定された口座に振り込みを完了しております。

この事業は、原油価格の高騰が見込まれる中で実施した臨時的な給付としており、1月

14日から約2ヵ月間の申請期間の中で、多くの方が給付を受けたことで、目的はほぼ達成されたと考えております。給付にあたりご尽力いただいた関係者に感謝を申し上げ、令和3年度福祉灯油事業の実施状況についてのご報告といたします。

次に、国保病院における損害賠償請求事件に係る和解について、ご報告いたします。

この損害賠償請求事件につきましては、平成30年9月22日、左腰部から左足にかけてのしびれ・痛みで斜里救急により斜里町国保病院へ搬送された町内在住者から、閉塞性動脈硬化症の急性閉塞を積極的に疑わず、病態の悪化を招いたとして、令和2年3月25日付で、札幌地方裁判所に損害賠償請求が行われたものであります。

令和2年7月20日の第1回期日以降、原告及び被告の双方より資料提出や主張が行われてきたところでありますが、令和4年2月14日の期日において、札幌地方裁判所より国保病院に対して150万円での和解案を検討してほしいとの提案がされたところであります。その後、令和4年4月27日の期日において、原告、被告双方により、和解条項案が確認され、現在、5月16日に行われる予定の次回期日において和解するよう取り進められているところであります。

このことから、今議会において、関連する補正予算案を提案しておりますので、各議員の皆さまのご理解を賜りますようお願い申し上げます、国保病院における損害賠償請求事件に係る和解についてのご報告といたします。

次に、職員の人事異動についてご報告いたします。

4月1日付の定期異動であります。対象者は部内異動も含めて計10名となっております。このうち昇格者は課長職に1名、係長職に2名を登用しました。

ここで、昇格となった課長職について紹介させていただきます。新たに管理職となりました、武智良公民館長です。今後とも、議員皆さまのご指導を賜りますようお願い申し上げます。

また、新規職員につきましては12名採用しており、内訳としては一般職3名、専門職では医師1名、看護師2名、学芸員1名、保育士5名をそれぞれ採用したところであります。

以上で、職員の人事異動についてのご報告とし、町政報告といたします。

午前10時52分

◇ 承認第1号 ◇

- 金盛議長 日程第6、承認第1号、専決処分、町税条例等の一部を改正する条例の承認を求めることについて、を議題といたします。内容の説明を求めます。結城税務課長。
- 結城税務課長 (承認第1号 内容説明 記載省略)
- 金盛議長 内容説明が終わりました。承認第1号について、質疑を受けます。ご質疑ございませんか。

(「なし」という声あり。)

- 金盛議長 これをもちまして、承認第1号についての質疑を終結いたします。

◇ 承認第1号討論・採決 ◇

- 金盛議長 これから討論採決を行います。承認第1号について、討論ございませんか。
(「なし」という声あり。)

- 金盛議長 討論なしと認めます。

これから、承認第1号について、採決を行います。承認第1号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

- 金盛議長 異議なしと認めます。よって、承認第1号については、原案のとおり可決されました。

- 金盛議長 暫時休憩といたします。再開を11時15分といたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時15分

◇ 承認第2号 ◇

- 金盛議長 休憩を解き、会議を開きます。議案集2号をお開きください。

日程第7、承認第2号、専決処分、令和4年度斜里町一般会計補正予算(第1回)の承認を求めることについて、を議題といたします。内容の説明を求めます。鹿野財政課長。

- 鹿野財政課長 (承認第2号 内容説明 記載省略)

- 金盛議長 内容説明が終わりました。承認第2号についての質疑を受けます。ご質疑ございませんか。櫻井議員。

●櫻井議員 質問いたします。今回の事故に関して、主体的に取り組まれたという内容につきましては先ほど町長からの町政報告によって十分に理解できましたし、その細やかな内容という部分も十分伺うことができました。ご家族に寄り添う、本当に温かな気持ち、先ほど町長は、創造力を持って、とお話してくださいましたけれども、私は地元地域に住んでいる者として、本当にありがたかったと思いますし、あのような町の対応がなければもっと大変な思いを、悲しい思いをご家族の方々はされるということ。本当に報道などで知ることができました。本当に温かい町だということと、そのことに関して感謝するとともに、今回本当に事故が、悔しく、情けなく、悲しいという思いが、地域・地元としてはいっばいです。

一方で今回こうした対応の中、これだけ町が主体的な対応をとられてきたいきさつ、そしてさらに、事業者、国、北海道、各関係機関とはどのように、こうした役割分担をされ

てこられたのか。また、本来はここまで町が手厚く、非常に愛を持って取り組んでこられたという部分。本来はどうあるべきであったかという認識を、私今回まず1点伺いたいと思います。いかがでしょうか。

●金盛議長 増田総務部長。

●増田総務部長 今回の事故に関しまして、海難事故としては国内でも、旅客船の事故としては最大級の事故ということで、町だけではなく各関係機関も着の身着のままの状態で見地に駆けつけるというような状況でした。その中で地元の地を知る町が、最初に対策本部立ち上げの段階で様々な意味で各機関の調整から入りました。今回様々な部分で私たちも最初の48時間あるいは72時間については、各機関がそれぞれ考えながら動きながら対応していくというような形の中で、ようやくその時間が経過する中で、本来の役割分担に戻っていたわけなのですけれども、当初の段階ではやはり、いわゆる捜索活動、それから要救助者の受け入れ体制、そのあと残念ながら亡くなられた方の安置、続いて家族の対応ということになったのですけれども、当初、なかなか人員が各機関も集まらない中ではやはり町が初動体制では動く必要があったということかと思います。

その後、ご家族の対応等につきましては、警察あるいは海保の被害者支援室の方々のノウハウを生かしながら、町はそのノウハウをお聞きしながら一緒に対応していったというような状況になっております。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 この事故が本当にまれに見る、こんなに大きな事故という部分の対応に関して、初動という形で町が関わってきたという部分、これは本当によく理解出来ますし、これがなければ本当にもっと大変なことになっていただろうというふうに私も思っております。

一方で、こうしたご遺族への対応、先ほど説明がありましたように、ご家族の送迎、そして布団のクリーニングに至るまで、車両のリース、そういった部分がございます。先ほども質問させていただいたのですけれども、本来はどうあるべきであったかという、こういった点について認識はお持ちでしょうか。再度伺います。

●金盛議長 増田総務部長。

●増田総務部長 先ほど申し上げましたとおり、初動の段階ではやはり町が対応する必要があったということなのですけれども、現在ではそれぞれ各機関が分担しながら対応を行っているところです。主に捜索活動につきましては、海上保安庁を中心に自衛隊それから警察、消防、各機関が担当課で行っておりますし、ご家族対応については、現在は国交省、北海道警察、それから、海上保安庁の被害者支援のご担当の方が動いております。あくまでも初動の段階では車両送迎等もございましたけれども、現在ではそのような部分はそれぞれ各機関が分担しながら、ご家族の送迎については、北海道開発局開発建設部が車両・バス等を用意していただいて、その運用の部分で私は地の利がわかっていますので、そういう

部分で添乗するといった部分が残っておりますけれども、現在ではそういう形で、本来の姿といいますか、各機関が担当する部分をやっているということで、町の負担は、今はかなり減っている状況であります。

ですので、繰り返しになりますけれども、初動の段階でやはり町が動かざるを得なかったけれども、現在は各機関が担当する部分をやっているということで、今はその拠点となっております漁村センターについて、いわゆるコピー機であるとか、そういう部分での各機関が使われる部分の支援というかそういう側面的なサポート体制を行っているところであります。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 ここに計上されているいくつかの項目に関しての予算計上、実施された計上になりますけれども、発生した費用、消耗品など、うちの町の公共施設の管理運営という部分に関わる場所は致し方ないかなと思うのですけれども、消耗品、提供施設や職員の人件費などは様々ございますので必要経費というふうになりますが、一方でこうした経費の中で幾つかの部分、責任を持つべき今回の当事者である事業者への請求というお考えは町にはないのでしょうか。

というのは町の方々、町がとられた対応に関しては、全国の方々が本当によかったという部分であると同時に、やはりこうした対応、本当に手厚くされた部分、一方でその責任者である事業者の方に対しての請求というのは必要ではないかという声が出ておりますけれども、そういった部分に関して町の考えを伺います。

●金盛議長 北副町長。

●北副町長 議員からお言葉いただいたところでございますけれども、今回の事故、本当に人の命を預かる事業者として、皆さんも同じだと思いますけれども、どうしてここまで無責任でいられるのかなど。ずさんだという指摘を受けてもやむを得ない、そういう安全管理体制があらわになってくるにつれまして、また心配していただく全国からの皆さんの声、またこの影響が広い範囲に長い時間にわたって及ぶということを考えるときに、多くの方が思うと同様に、私も忸怩たる思いを持つものでございます。

今回、補正で計上させていただいた、専決させていただいた部分につきましては、23日発生当時からの当面の町が直接、しなければならない、携わなければならない、自ら動かなければならない、そういう経費について計上しています。したがって、今後の捜索の行方、これによってさらにこの状況が継続するという中では、次なる経費も必要になってくるというふうには思っております。

したがって、この当面する専決処分につきましては、町の中の経費として処理したいというふうに思っております。

なお、今後の部分につきましては、この中に計上していない、例えば捜索活動に携われた救難所をはじめ、そちらの経費の負担、さらにはご家族の対応にあたられた関係の経費、

これらは事業者によりますと、保険金で賄われるという部分をご遺族の方に説明があつて、というふうに聞いておりますけれども、そこがどこまで対応できるのかを見極めなければ、町としても次の補正予算を現段階で上げるということにはなりませんので、そこはご理解いただきたいと思ひますし、なおその財源につきましても、現段階で申し上げる段階ではないかなというふうに思ひますので、ご理解を賜りたいと思ひます。

●金盛議長 宮内議員。

●宮内議員 今回の観光船事故で亡くなられた方に対する哀悼を、今議会と斜里町議会として哀悼の意思を表示したところでありますけれども、私も改めて亡くなられた方に哀悼の意を表しますとともに、行方不明の方が一刻も早く発見されることを願うものであります。そして捜索にあたっている関係者の皆さんに感謝と敬意を申し上げたいと思ひます。

その上で伺ひますけれども、今回町長が専決処分として費用計上を行ったわけでありますけれども、197条の1項の規定というのは議会を開くいとまがないということで専決処分を行ったということだと思ひますが、その対応については人道的な観点からも、また住民や滞在者の安全や福祉を守るという役場の役割からして、私は妥当なものであると思ひます。

しかし、先ほど町長、副町長の答弁にもありましたけれども、青天井に幾らでも支出すればいいというものでもないわけです。やはり、事業者の責任でありますとか、そういったものを考慮していく必要もあると思ひます。

現在行う補正した2,590万円の費用というのは、今後これで当面の対応は賄えるということの金額と理解してよろしいのでしょうか。

●金盛議長 北副町長。

●北副町長 今ご質問いただいたことについてお答えします。今回の専決は発生当時、23日から当面の経費として専決したものでございますので、これから長期化に入るとそれにまつわる経費がまた想定されるということですが、今のところこの計上した予算の中で賄っているという状況になります。

なお歳入の予算の中で計上しておりますとおり、特別交付税という形で今回は財源措置しております。これにつきましては、北海道のほうにもこのような部分になるということでご説明を申し上げ、本来の特別交付税の目的である災害目的や特殊事情という部分の中で、何とかご理解いただいて措置出来ないだろうかという部分のことは、この間接触を持っている部分でありますけれども、これについては関係機関のあることですので、その結果を待ちたいというふうに思っておりますけれども、内容的には十分理解が得られる内容ではないかということで今回は計上しているということでございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

●金盛議長 宮内議員。

●宮内議員 今後どの程度の費用がかかって町に関わる事業費として、関連してやはり財

源をどうしていくかということは課題になろうかと思います。今回計上している2,590万円という予算も、斜里町議会の1年間の議会費というのは7,500万円なのです。それと比較しても決して少ない金額ではないわけです。さらに今後、費用負担が生じていくということになれば、今副町長が答弁されたように、国による何らかの財政負担をぜひ私は求めていくべきだと思うのです。

というのは、海難事故に関わる所管というのは、先ほど総務部長からの答弁もあったように海上保安庁が所管する事由なわけです。それで、過去、これは報道によって聞くところではわからないわけですが、昨年度も事故を起こしている事業者に対する行政指導というのは必ずしも適切に行われたのかどうかということが、やはり問題として指摘されているわけです。そういう面からも瑕疵を問うという立場ではなくて、やはり事故に対して地元としてできるだけ精いっぱいのことをやると、そのための財源措置として国でぜひその財政負担をしてもらえないかということをより積極的に求めてよいのではないかと私は思うわけですがいかがでしょうか。

●金盛議長 北副町長。

●北副町長 先ほども申したとおり、この間、本部の中に道の関係者も含めて、また国交省をはじめとして大臣、2人の副大臣、さらに政務官、そして審議官、その方々が本部に貼り付き、また私が担当しました安置施設のほうにも足を運んでいただいて献花していただいているところであります。その際にも、町長からも、また私のほうからもこの辺のことについて配慮をお願いするというところで強くお願いしているところでございますので、この辺についてはこれからのことがありますから、結果はまだわからないわけですが、ぜひ十分対応していただけるのではないかとこのように思っているところでございます。

なお、海上保安庁をはじめとして国土交通省、それと陸運当局も、これから安全対策、その他対応に多くのことを進めていただけるのではないかとこのように期待を持っておりますけれども、自治体としての権能の中でとりうる、そして必要な対応という部分でいきますと、やはり町の対応というのをも加えて必要になってくるというふうに理解しておりますので、その辺については次の機会に議員の皆さまとも協議申し上げたいというふうに思っておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

●金盛議長 宮内議員。

●宮内議員 今回の事故に対しては、やはり行政機関が災害対応や被害者の皆さんへの対応を、ご家族の皆さんへの対応を行っている状況のもとで、議会が出過ぎての活動の支障にならないという考え方の下から、即座の調査活動ということは控えてきたわけですが、しかし今後懸念されるものとしては、やはりこれも部長から答弁があったのでしたでしょうか、副町長だったかと思っておりますけれども、地元、この知床という範疇だけではなくて、観光や様々な業務、業界に経済に大きな影響を与えることも事実だろうと思うのです。それに対する対応についても、ぜひ国に対して配慮やそういったものを求めていくべ

きではないかと思うのですがいかがでしょうか。

●金盛議長 増田総務部長。

●増田総務部長 今回、現場では各関係機関皆さんと、町も一緒になって対応を行っております。その中で、各機関においても各機関の役割を果たしていただいているところです。当然、町として国の機関あるいは北海道の皆さんに対して言うべきことは言わせていただくということは、きちんとそれは言わせていただいておりますけれども、一方で私は全国からいただいているお電話等もお聞きしている中では、地元としてその利用者が事業をしていた地元の町として、あるいは、地域としてやはり一定の責任は負うべきだ、とはちょっとどうかわかりませんが、その責任はあるというようなご批判もたくさんいただいております。

そういう中では、町としては町としての役割として責任として一定の役割をやはり果たさなければ、全国からそのご批判に対して答えることができないと思いますので、町としてもやはり一定の責任を果たす必要がある。その上で、各機関、国であったり道であったり、関係の行政機関に対してもご相談をしながら、必要なことをやっていただくという、そのことに関しては行ってまいりますけれども、一定のやはり町としてやるべきことも存在するというご理解いただきたいと思います。

●金盛議長 宮内議員。

●宮内議員 いや、私は地元の自治体として斜里町に責任がないということを行っているわけではないのです。それはやはり地元の自治体として、様々な対応をすることはもっともなことではないかと。役場の役割といいますか、地元全体としても果たすべき役割はあるという前提で私は質問しているのです。影響が大きいので、今後どこかの機関の責任を求めるということだけではなくて、やはりこの影響に対する配慮した施策の展開というのも求めるべきではないかということをお聞きしているのです。地元には責任がないということではないのです。

私は、被害に遭われた方々の、そして亡くなった方のご家族、関係者に対する様々な役場としての対応や、町民の皆さんから寄せられている行為などは、その責任の果たす形のあらわし方の一つではないかと思っておりますけれども、それはそれで、やはり責任ある対応を私はすべきだというふうに思っています。その上でさらに、大きな影響を受けているわけですから、今後の回復に向けた取り組みに対する支援というものを、国などに対して配慮を求めていくべきではないかということなのです。

●金盛議長 馬場町長。

●馬場町長 今回の事故によって、本当に大きな影響が斜里町にはあるというふうに思っております。そのために、今何をしなければいけないかといったときに、確かに観光という面では大きなダメージと言ってもいいでしょう。しかし、それを回復するために今何をするか、これを言うときではないのです。

当然のごとく、そのことに対しても先を見て考えていかなきゃならないというのは、宮内議員おっしゃるとおりです。それは表に出さないですけれども考えています。そして、例えば国としても、今日も中山副大臣が今現地に入っておりますけれども、観光関係者との意見交換をしながら、何をどこが困るか、どのようにすればいいか、そういった意見交換をしているところでございます。そんな一つ一つを積み上げて、国が何をすべきか、北海道は何ができるか、町として何をすべきか、そういったことを進めていくのはこれからではないでしょうか。

当然、私たちの町だけでできないことは、北海道や国に対して求めていきたいというふうに思っております。そういう姿勢がないというふうにとられたとするならば、そういうことではございません。今ここで表に出す話題ではないということをやっているつもりですけれども、宮内議員はなかなかその辺のところをご理解をいただけないのかなというふうに思いますけれども、確実にそれは町の課題として、きちんとやっていかなければならないことだ、そういう認識はここにいる者、皆同じでございます。その一つ一つを、皆で知恵を合わせて、どうしたら今傷ついた知床のイメージを立て直すのか、回復するのか。

私たち、生きていかなければならないのです。町民の皆さん生きていかなければならない、そのときに何をしなければいけないのか、それは皆が考えて力を合わせて、地域としてやっていかなければならない、私はそう思っています。ただそれを具体的に何かをする、そういう今、時ではない。まだまだ見つかっていない皆さんの、1日も早い発見を願う、それが全てだと今は思っております。

●金盛議長 ほか、ないようですので、これをもちまして、承認第2号についての質疑を終結いたします。

◇ 承認第2号討論・採決 ◇

●金盛議長 これから、討論採決を行います。承認第2号について、討論ございませんか。
（「なし」という声あり。）

●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、承認第2号について、採決を行います。承認第2号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●金盛議長 異議なしと認めます。よって、承認第2号については、原案のとおり可決されました。

午前11時48分

◇ 議案第1号 ◇

●金盛議長 日程第8、議案第1号、工事請負契約（知床ウトロ学校教員住宅建設工事（建

築主体工事)の締結について、を議題といたします。

内容の説明を求めます。鹿野財政課長。

●鹿野財政課長 (議案第1号 内容説明 記載省略)

●金盛議長 内容説明が終わりました。議案第1号について、質疑を受けます。ご質疑ございませんか。櫻井議員。

●櫻井議員 昨年度、不落到終わってしまったウトロ学校の教員住宅に関して、1点、2点ありますので伺います。

今回、当初計上されていた予算、7,500万円という部分だったと思うのですけれども、最終的に入札の結果、この金額に収まった。この辺の推移というか、この金額で大丈夫だったのでしょうか、という部分です。昨年度の説明では木材高騰による部分、そして期間が短いということで、予算内の中ではなかなか難しいという部分もございました。今回、それがこの金額でという部分に関して、設計などが少し変更になった部分あるのか、あるいはこのほかに、外構工事に関しても伺いたいのですけれども、その辺の流れに関して説明してください。

●金盛議長 菊池生涯学習課長。

●菊池生涯学習課長 ただ今の櫻井議員のご質問にお答えしたいと思います。

今回につきましては、知床ウトロ学校教職員住宅の建設工事の建築主体工事のみということになりますので、この後に電気、機械、それぞれの入札がありまして、予算はあくまでも7500万円というところでございます。

設計につきましては、基本的に令和2年度の設計と変えておりません。それと外構工事につきましては、砂利の整地のみというふうに今考えております。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 はい、わかりました。その他の、例えば設備とかこれらには入っていないということですね。電気設備という部分が入っていないと、この後でという形にまたなっていく。わかりました。それは、今後設計できちんと落ちていくのでしょうか。まずその確認です。別にそれがおかしなことではなく、そういう理由でまた工事ができないというところが、最近是多々聞いておりますので確認します。

●金盛議長 茂木産業部長。

●茂木産業部長 建築主体工事、今回仮契約という形で議決を求めているものですが、これは昨年、残念ながら議員がおっしゃるとおり不落だったということで、箱物が先に決まらないう電気、そのあと機械だとかというところを契約先に同時進行で結ぶと、建築がうまくいかなかったときに契約自体に問題が生じるということもあって、後発にしているという中身でありますので、そういう意味では建築主体工事がこの形でまとまるということで見通しが立ちますので、続く形で順次問題なく契約結んでいただけるものかなと、そういう流れになっていくかなというふうに判断をしております。

●金盛議長 櫻井議員

●櫻井議員 わかりました。もう1点伺いたかったところが外構なのですけれども、やはりこういった公共の設備という部分は、冬季間の除雪体制のやりやすさということも加味しまして、ある程度の外構まで含めた管理がしやすい状況というのは必要ではないかというふうに思っています。除雪体制なども、先ほど言ったようにただ砂利だけではなく、フラットであること、そしてきちんと水対策、この辺少しこう、何て言うか。以前、教員住宅が建っていたときも、よく水が湧いてきて春先に大変という思いをして、地域の方々が砂利を入れに行くということも過去にございました。そういった点では外構工事もしっかりされるべきだと思います。

雪の対策含めて、その辺の今後の考え方、そして教員住宅という施設整備に関して、他のところと同程度の部分、周りをきちっと外構すべきではないかと思うのですけれども、その辺いかがでしょうか。

●金盛議長 菊池生涯学習課長。

●菊池生涯学習課長 ただ今ご質問いただきましたことにつきましては、除雪体制ですとかそういったところにつきましては、不具合が出ないように今後も検討し、最終的に他のところと同程度のような体制をとっていきたいというふうに思っています。

●金盛議長 ほかがございませんか。これをもちまして質疑を終結いたします。

◇ 議案第1号討論・採決 ◇

●金盛議長 これから討論採決を行います。議案第1号について、討論ございませんか。
（「なし」という声あり。）

●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、議案第1号について、採決を行います。議案第1号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●金盛議長 異議なしと認めます。よって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。昼食休憩といたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

◇ 議案第2号から議案第5号 ◇

●金盛議長 休憩を解き、会議を開きます。日程第9、議案第2号、財産（ごみ運搬車両）の取得について、から、議案第5号、財産（汚泥積込車）の取得について、までの、4件を一括議題といたします。内容の説明を求めます。鹿野財政課長。

●鹿野財政課長 （議案第2号から議案第5号 内容説明 記載省略）

◇ 議案第2号質疑 ◇

●金盛議長 内容説明が終わりました。はじめに、議案第2号について質疑を受けます。ご質疑ございませんか。これをもちまして、議案第2号についての質疑を終結いたします。

◇ 議案第3号質疑 ◇

●金盛議長 次に、議案第3号についての質疑を受けます。ご質疑ございませんか。これをもちまして、議案第3号についての質疑を終結いたします。

◇ 議案第4号質疑 ◇

●金盛議長 次に、議案第4号についての質疑を受けます。ご質疑ございませんか。これをもちまして、議案第4号について質疑を終結いたします。

◇ 議案第5号質疑 ◇

●金盛議長 次に、議案第5号についての質疑を受けます。ご質疑ございませんか。これをもちまして、議案第5号についての質疑を終結いたします。

◇ 議案第2号討論・採決 ◇

●金盛議長 これより議案第2号から順次、討論採決を行います。はじめに、議案第2号について、討論ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、議案第2号について、採決を行います。議案第2号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●金盛議長 異議なしと認めます。よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

午後1時08分

◇ 議案第3号討論・採決 ◇

●金盛議長 次に、議案第3号について、討論ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、議案第3号について、採決を行います。議案第3号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 異議なしと認めます。よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

午後1時08分

◇ 議案第4号討論・採決 ◇

●金盛議長 次に、議案第4号について、討論ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、議案第4号について、採決を行います。議案第4号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 異議なしと認めます。よって、議案第4号については、原案のとおり可決されました。

午後1時09分

◇ 議案第5号討論・採決 ◇

●金盛議長 次に、議案第5号について、討論ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、議案第5号について、採決を行います。議案第5号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 異議なしと認めます。よって、議案第5号については、原案のとおり可決されました。

午後1時09分

◇ 議案第6号から議案第10号 ◇

●金盛議長 日程第13、議案第6号、斜里町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、から、日程第17、議案第10号、斜里町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、までの5件を一括議題といたします。内容の説明を求めます。松井企画総務課長。

●松井企画総務課長 (議案第6号から議案第10号 内容説明 記載省略)

◇ 議案第6号質疑 ◇

●金盛議長 内容説明が終わりました。はじめに、議案第6号について質疑を受けます。ご質疑ございませんか。これをもちまして、議案第6号についての質疑を終結いたします。

◇ 議案第7号質疑 ◇

●金盛議長 次に、議案第7号について質疑を受けます。ご質疑ございませんか。これをもちまして、議案第7号についての質疑を終結いたします。

◇ 議案第8号質疑 ◇

●金盛議長 次に、議案第8号についての質疑を受けます。ご質疑ございませんか。これをもちまして、議案第8号についての質疑を終結いたします。

◇ 議案第9号質疑 ◇

●金盛議長 次に、議案第9号についての質疑を受けます。ご質疑ございませんか。これをもちまして、議案第9号についての質疑を終結いたします。

◇ 議案第10号質疑 ◇

●金盛議長 次に、議案第10号についての質疑を受けます。ご質疑ございませんか。これをもちまして、議案第10号についての質疑を終結いたします。

次に、討論採決ですが、議案第6号から議案第10号については、補正予算を伴いますので、討論採決を保留とし、各会計補正予算の質疑終結後に順次行うことといたします。

◇ 議案第11号から議案第14号 ◇

●金盛議長 日程第18、議案第11号、令和4年度斜里町一般会計補正予算（第2回）について、から、日程第23、議案第16号、令和4年度斜里町水道事業会計補正予算（第1回）について、までの6件を一括議題といたします。内容の説明を求めます。はじめに、議案第11号から議案第14号までの説明は、鹿野財政課長。

●鹿野財政課長 （議案第11号から議案第14号 内容説明 記載省略）

●金盛議長 次に、議案第15号について、武山国保病院事務次長。

●武山国保病院事務次長 （議案第15号 内容説明 記載省略）

●金盛議長 次に、議案第16号について、榎本水道課長。

●榎本水道課長 （議案第16号 内容説明 記載省略）

◇ 議案第11号質疑 ◇

●金盛議長 はじめに、議案第11号についての質疑を受けます。ご質疑ございませんか。若木議員。

●若木議員 補正予算書の8ページ、企画費の、地域おこし協力隊事業費について、の質問いたします。

3月の予算審議の中で、こちらについてもどのような方が来ていただけるかというお話は聞いていたのですが、こちらのサイトというのはこのDXに特化したような専用のサイトになるものなのでしょうか。

●金盛議長 松井企画総務課長。

●松井企画総務課長 はい、お答えいたします。主だったところとしてはDX関係ですが、ICT関係の部分の方が多いですけれども、そこに限ったことではなくて、全般的に見れるサイトへの募集というところで行っています。

●金盛議長 若木議員。

●若木議員 ぜひ斜里町に来ていただいて、進めていただきたいと思うのですが、これまで4月以降この取り組みがあったと思うのですが、これまでテレワークなどで斜里町に関連した企業などがいろいろあったと思うのですが、そういうところとの接触というか、こういうDXに取り組む斜里町において派遣していただけるなど、そういうような相談なり交渉などはしてきたのでしょうか。

●金盛議長 松井企画総務課長。

●松井企画総務課長 これまでテレワークというか、来ていただいている企業とも当然ご相談をしながら、活性化企業人ですとか、そういったところのいろんな人材の募集の中で、ご相談しながらお話をしているというところでございます。

●金盛議長 若木議員。

●若木議員 その中ではなくて、今回こうやってサイトに登録するということの理解でよろしいのでしょうか。

●金盛議長 松井企画総務課長。

●松井企画総務課長 地域おこし協力隊というのは、その会社の身分を退職してくるところがございまして、企業の中でそこまでの人材はなかなかご相談というところにならないかもしれませんが、ちょっと話はずれますけれども、活性化企業人ですとか、またいろんな部分で町のDX推進に関する人材として求めていっているというところでございます。このサイトに関しては、地域おこし協力隊として来ていただける方への募集ということで、再度活用しているところでございます。

●金盛議長 若木議員。

●若木議員 今回、このDXに関しての部分ですけれども、ここで活躍いただける方をまだこれから募集するということですが、庁舎内でのDXに取り組む体制についてはこの方が見つからなくても、調査体制の整備は順調に進んでいるということではよろしいですか。

●金盛議長 松井企画総務課長。

●松井企画総務課長 庁舎内のDX推進に関しましては、庁舎内プロジェクトチームを立ち上げておまして、そこで一定のメンバーというところで協議をしながら町の方針について進めているところでございます。その中で、さらに地域おこしの方が新たに入って、さらなる推進を進められればというふうに考えているところでございます。

●金盛議長 ほか、宮内議員。

●宮内議員 先ほどの説明で、今の企画費のところ、地域おこし協力隊の事業費の追加分に関してなのですが、今年予定していたこの事業の中で9人分を予定していたということですが、情報発信関係の2名が不足していると、そして、この194万7千円を追加して、不足している2名の方の充足に充てるという説明だったと思いますけれども、7名の方がすでに来庁してそれぞれ活躍されているという理解でよろしいのでしょうか。その状況はどのようになっているかお知らせをお願いします。

●金盛議長 松井企画総務課長。

●松井企画総務課長 企画関係以外のところが充足しているというところになってございます。

●金盛議長 宮内議員。

●宮内議員 だからその企画関係以外が充足しているのが、どのセクションに着任されているのかを聞きたいと言って質問しているのです。

●金盛議長 答弁保留のまま暫時休憩といたします。再開を2時15分といたします。

休憩 午後1時59分

再開 午後2時15分

●金盛議長 休憩を解き、会議を開きます。保留中の答弁から、松井企画総務課長。

●松井企画総務課長 お答えいたします。現状の地域おこし協力隊の人数でございますけれども、確定している部分、もう既に勤務している方の状況でございますけれども、特別養護老人ホームで2名、地域プラットフォーム支援で3名、学校巡回司書で1名、こちらで6名なのですけれども、先日企画の部分で、DX推進で1名の内定が出ているという状況でございます、その7名という形になっております。当初、企画総務としてはDX推進室2名、あと広報で2名、現状合計3名募集しているというところでございまして、そのうち1名に内定が出ているということで残り2名の募集をしているというところでございます。

●金盛議長 宮内議員。

●宮内議員 当初、なかなか人材確保が困難ではないかというような見方もあったかと思うのですが、現状を伺いますと、なかなか順調に迎え入れている状況だと思っておりますが、ぜひ今後も積極的に、必ずしもどこへ、何にも当てがなしにということにはならな

いのかもしれませんけれども、斜里町に興味があるという方には、ぜひ様々な分野で協力隊員として招くような試みを続けていくべきだと思いますけれどもいかがでしょうか。この不足人材の確保というだけではなくて。

●金盛議長 松井企画総務課長。

●松井企画総務課長 町の事業として、必要な事業がどこにあって、どういった人材が必要なのかというところで、今後も協議検討しながら必要な人材について求めていきたいというふうに考えております。

●金盛議長 ほか、櫻井議員。

●櫻井議員 この地域おこし協力隊の部分で、私も1点確認させてください。

これまでのDX情報発信関係分という部分と、今、既に6、7名の方が決まりつつあるという中では、これまでも地域おこし協力隊のサイトの中で、斜里町の募集というものもいろいろところで幾つか目にしてきました。今回この募集サイト、先ほども若木議員が質問されていましたけれども、これは本当にそういった部分にある程度特化したような新しいサイトに登録するということなんでしょうか。これまで登録というか、総務省のホームページから入っていくといくつか出てくるのです、募集していますよという部分。それとはまた全く別なもので、例えばよりそういう地域おこし協力隊にちょっと興味がある方々がよく見る場所なのか、それとも例えば情報発信関係分みたいな形でのDXなどの関連のところに特化したサイトなのか、もう1回ここを教えてください。これまでの募集サイトとの違いはどういう形になっているのでしょうか。

●金盛議長 松井企画総務課長。

●松井企画総務課長 民間のサイトでございますけれども、これまでも特に道内で先進的にDXですとか、そういったところの募集をしている自治体において多くこちらのサイトで募集をして内定をしていると、そこで任用しているという状況もございまして、そこで同じように募集をして運用していきたいと考えている部分のサイトというところでございます。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 そうしましたらここで記載されている使用料という部分に関しては、そこに記載される業種、例えば1名分でいくらとかそういう形での使用料の形ではないということですか。

●金盛議長 松井企画総務課長。

●松井企画総務課長 人数ではなくて、期間におけるそのサイトの使用料という形でございます。

●金盛議長 ほか、これをもちまして、議案第11号についての質疑を終結いたします。

◇ 議案第12号質疑 ◇

●金盛議長 次に、議案第12号についての質疑を受けます。ご質疑ございませんか。これもちまして、議案第12号についての質疑を終結いたします。

◇ 議案第13号質疑 ◇

●金盛議長 次に、議案第13号についての質疑を受けます。ご質疑ございませんか。これもちまして、議案第13号についての質疑を終結いたします。

◇ 議案第14号質疑 ◇

●金盛議長 次に、議案第14号についての質疑を受けます。ご質疑ございませんか。これもちまして、議案第14号についての質疑を終結いたします。

◇ 議案第15号質疑 ◇

●金盛議長 次に、議案第15号についての質疑を受けます。ご質疑ございませんか。これもちまして、議案第15号についての質疑を終結いたします。

◇ 議案第16号質疑 ◇

●金盛議長 次に、議案第16号についての質疑を受けます。ご質疑ございませんか。これもちまして、議案第16号についての質疑を終結いたします。

◇ 議案第6号討論・採決 ◇

●金盛議長 これから討論採決を行います。

はじめに、保留としていた、議案第6号から議案第10号の条例関係についてから進めてまいります。議案第6号について、討論ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、議案第6号について、採決を行います。議案第6号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 異議なしと認めます。よって、議案第6号については、原案のとおり可決されました。

午後2時22分

◇ 議案第7号討論・採決 ◇

●金盛議長 次に、議案第7号について、討論ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、議案第7号について、採決を行います。議案第7号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 異議なしと認めます。よって、議案第7号については、原案のとおり可決されました。

午後2時22分

◇ 議案第8号討論・採決 ◇

●金盛議長 次に、議案第8号について、討論ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、議案第8号について、採決を行います。議案第8号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 異議なしと認めます。よって、議案第8号については、原案のとおり可決されました。

午後2時23分

◇ 議案第9号討論・採決 ◇

●金盛議長 次に、議案第9号について、討論ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、議案第9号について、採決を行います。議案第9号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 異議なしと認めます。よって、議案第9号については、原案のとおり可決されました。

午後2時23分

◇ 議案第10号討論・採決 ◇

●金盛議長 次に、議案第10号について、討論ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、議案第10号について、採決を行います。議案第10号について、原案のと

おり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 異議なしと認めます。よって、議案第10号については、原案のとおり可決されました。

午後2時24分

◇ 議案第11号討論・採決 ◇

●金盛議長 続いて、補正予算についての討論採決を行います。議案第11号について討論ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、議案第11号について、採決を行います。議案第11号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 異議なしと認めます。よって、議案第11号については、原案のとおり可決されました。

午後2時24分

◇ 議案第12号討論・採決 ◇

●金盛議長 次に、議案第12号について、討論ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、議案第12号について、採決を行います。議案第12号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 異議なしと認めます。よって、議案第12号については、原案のとおり可決されました。

午後2時25分

◇ 議案第13号討論・採決 ◇

●金盛議長 次に、議案第13号について、討論ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、議案第13号について、採決を行います。議案第13号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

- 金盛議長 異議なしと認めます。よって、議案第13号については、原案のとおり可決されました。

午後2時25分

◇ 議案第14号討論・採決 ◇

- 金盛議長 次に、議案第14号について、討論ございませんか。

(「なし」という声あり。)

- 金盛議長 討論なしと認めます。

これから、議案第14号について、採決を行います。議案第14号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

- 金盛議長 異議なしと認めます。よって、議案第14号については、原案のとおり可決されました。

午後2時26分

◇ 議案第15号討論・採決 ◇

- 金盛議長 次に、議案第15号について、討論ございませんか。

(「なし」という声あり。)

- 金盛議長 討論なしと認めます。

これから、議案第15号について、採決を行います。議案第15号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

- 金盛議長 異議なしと認めます。よって、議案第15号については、原案のとおり可決されました。

午後2時26分

◇ 議案第16号討論・採決 ◇

- 金盛議長 次に、議案第16号について、討論ございませんか。

(「なし」という声あり。)

- 金盛議長 討論なしと認めます。

これから、議案第16号について、採決を行います。議案第16号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

- 金盛議長 異議なしと認めます。よって、議案第16号については、原案のとおり可決

されました。

午後 2 時 2 7 分

◇ 休会宣言 ◇

●金盛議長 以上で本日の日程は全て終了いたします。招集会議を閉じます。

これをもちまして、令和 4 年斜里町議会定例会を休会といたします。ご苦労さまでした。

午後 2 時 2 7 分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するため署名する。

令和 年 月 日

斜里町議会議長

署名議員

斜里町議会議員

斜里町議会議員